

# 講義レジュメの例

西萩塾

あくまで一例です。レジュメを読み上げるだけの授業ではありませんが、ご参考までに。

## 第7回

### 【設問2】解説

問1 安保改定の要点：岸内閣が目指した旧安保の改定点について説明することになるが、上記の北海道大学の問題を詳しくしたのが本問と問2である。

問2 安保闘争とは、あまりイメージがわからないと思うが、あの安保闘争の世代は、戦禍の悲劇をくぐり抜けてきた世代と、戦後のベビーブームに生まれ、そして、いわゆる民主化の時代に育ってきた連中が主体となっている。後者のなかで、教育課程において、いわゆる左翼思想に触れつつ、そして高等教育機関（大学）においてその一線に触れていわゆる社会主義革命を目指すこととなる連中が現れる。それらが一体となって、また、明白な日本の再軍備と集団的自衛権に類する事前協議制、相互防衛施策が、護憲（憲法9条）運動を激化させることとなった。

→参考：砂川事件（安保闘争の引き金を引いたと言われる）詳しくは、芦辺「憲法」（岩波書店）第5版

砂川闘争において、1957年7月8日、基地拡張に反対するデモ隊の一部が、アメリカ軍基地の立ち入り禁止の境界柵を壊し、基地内に数m立ち入ったとして、デモ隊のうち7名が旧安保刑事特別法違反で起訴された。

★ 東京地裁（裁判長伊達秋雄）は、1959年3月30日、「日本政府がアメリカ軍の駐留を許容したのは、指揮権の有無、出動義務の有無に関わらず、日本国憲法第9条2項前段によって禁止される戦力の保持にあたり、違憲である。」と判定し、特別法違反に問うことはできないとして、全員無罪の判決を下した。

☆ これに対し、跳躍上告（法令違憲が下された姿に、憲法判断を即時最高裁に求める刑事手続き）がなされ、最高裁は、「憲法第9条は日本が主権国として持つ固有の自衛権を否定しておらず、同条が禁止する戦力とは日本国が指揮・管理できる戦力のことであるから、外国の軍隊は戦力にあたらぬ。したがって、アメリカ軍の駐留は憲法及び前文の趣旨に反しない。他方で、日米安全保障条約のように高度な政治性をもつ条約については、一見してきわめて明白に違憲無効と認められない限り、その内容について違憲かどうかの法的判断を下すことはできない」

日本史の論述のレベルを超えているので、「ふうん」程度でいいですが、時事的にはホットなトピックですので、知識人を目指すのであれば知っておこう。詳しくは大学の授業で。

問3 岸が、改正安保を通すために何をやったのか。そして、それが安保運動の性質をどう変化させたかである。基礎的な設問である。

問4 寛容と忍耐から所得倍増への流れ。これは絶対に落とせない。

1旧条約は、日本国内での内乱に対するアメリカ軍の出動条項や第三国への基地貸与禁止条項が盛り込まれていたため、岸内閣はこれらを削除して「日本の自主性」確保をめざした。2新条約では、日本領域を日米が共同防衛すると規定したうえで、日本の防衛力増強が義務づけられ、さらに米軍の装備変更や軍事行動に対する事前協議制が導入された。米国の目的は、当時の東アジア戦略において、日本にその一翼を担わせる目的であり、米主導の戦争に日本が巻き込まれる危険性があると懸念され、野党・学生らによる反対運動が高まった。3当初は、条約締結そのものに対する反対運動が展開していたところ、岸内閣が衆議院で新条約批准を強行採決したため、議会制民主主義の精神にもとるとして、それを糾弾する運動へと変化した。4「寛容と忍耐」を掲げて野党との摩擦を避ける一方、国民所得倍増計画を掲げ、反政府運動を支持する野党との争点を経済成長へと転じさせた。

### 【設問3】解説

問1について

東大の問題を改作した。民権派が憲法発布を祝ったのはなぜ？実は、結構、有名な問題であるが、いわゆる「立憲」という言葉の意味の本質的理解と、史料として明治憲法を読み込み、その中にあらわれる「立憲」思想とその仕組みを具体化できるかがポイント。しつこくやったので大丈夫だと信じています。

ア 明治憲法は、形式上は、その内容に関して公開の場で議論して制定されたものではなく、「欽定憲法」という形式をとる。

憲法の起源は、西欧社会に求められるところ、憲法は国家の基本法（基礎法）として、絶対王政国家による様々な人権侵害から、本来的に自由である（自然権思想という）国民を守るために発達した法である。従って、国民が国家権力を規制することが前提となっており、通常は、議会等、国民の議論を経て制定されるのが通常である。

とすれば、欽定憲法はまさに国家（機関）たる天皇が定めたもの、というのは近代憲法の枠組みを逸脱したものであり、民権派にとっては受容しがたいものであるはずである。それでもなお、民権派がこれを歓迎したのは？

近代憲法の要素として、一般的には、

①人権（自由）の保障

②権力分立←（アメリカ型，フランスはそうになっていないが・・・）

③議会制民主主義

といわれている。明治憲法がこれをそろえていれば，形式的には欽定憲法であっても，実質的には近代憲法と呼べるわけだ。

\* 前にもなにか触れたが，天皇機関説が軍国主義前の通説であり，その説のもとでは，天皇の地位は，立憲君主とされる（昭和天皇の逸話も思い出して！）。明治憲法の条文からすると，立憲君主がところどころに顕れており，民権派もそこは読み取っていたのである。「形式的には欽定憲法であっても」の箇所でここの理解を簡単に論述できれば，珠玉の答案となり，間違いなく上位答案となる。

さて，設問に答えるテクニックだが，今回は，なるべく条文を踏まえて指摘する必要がある。

①法律の範囲内で所有権の不可侵，言論・出版・集会・結社などの自由を認めている。

②天皇が統治権を総攬して三権すべてを親裁する構造をとり，行政府の権限が大きいものの，帝国議会，裁判所が行政から独立してそれぞれ立法，司法を担い，実質的に三権分立（権力分立）を定めている。

③帝国議会を構成する2院のうち，衆議院は公選制である。